

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-20(政策5-施策④))

政策名	地域活性化の推進				
施策名	地域再生計画の認定等				
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。				
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	29	29	28	7,076
	補正予算(b)	△ 2	△ 0	5,000	
	繰越し等(c)	—	—	—	
合計(a+b+c)	28	29	5,028		
執行額(百万円)	20	21	24		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化				

測定指標	地域再生計画の認定件数	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		100件	134件	58件	50件	59件	204件	144件	
	年度ごとの目標値		150件	70件	100件	95件	144件		
測定指標	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		65.0%	—	66.0%	67.0%	74.6%	58.6%	70.0%	
		年度ごとの目標値		—	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 地域再生計画の認定件数については、目標値144件に対し、実績値204件と、目標を大きく上回る結果となった。一方で、地方公共団体に対するアンケート調査において、地域再生計画の目標達成状況について「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した割合は58.6%となり、目標値(70%)を下回る結果となった。 地域再生計画の認定件数が大幅に増加する中で、これまでの目標達成状況についても概ね達成できていることから、地域再生・地域活性化に一定の効果があつたものと考えられ、「相当程度進展あり」と判断した。 これに関し、平成26年12月には、進捗状況の検証及び実施段階での目標の見直しを想定し、「地域再生基本方針」の変更を行い、以降の計画策定の際には、地方公共団体による中間目標の設定や定期的なフォローアップ、目標設定が過大であった場合に計画の見直しを求めることで、目標達成が見込めるものにするなど、既に運用の改善を進めており、今後、指標の改善が見込まれる。
	施策の分析	(有効性、効率性) H26年度補正で新たに支援措置となった地域再生戦略交付金の活用要件により、新規認定の回数(第31回認定)が増加した。支援措置の拡充と認定機会の増加が相まって、想定以上の認定件数実績となったと見られる。地域再生基盤強化交付金の認定が集中したことも、認定件数の増加に寄与した。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業など、様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することで相乗効果が得られ、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性に繋がっている。 なお、アンケート調査を分析した結果、目標の属性として「事業の完了が目標の達成に直結するもの」と「事業の実施により段階的に目標が達成されるもの」に分類した場合、後者の方が目標達成状況においてばらつきが見られた。また、目標を下回っている事業について、その理由を見てみると、「目標設定が過大」「想定以上の高齢化・人口減少」「災害・気象条件等の影響」等が挙げられる。 (課題等) 地域再生計画と連動する支援措置が近年、減少傾向となっている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、地域再生計画に認定されることにより活用できる連動施策について、地方公共団体へ必要な情報発信や、各省庁と連携して連動施策の活用に一層努めることによって、計画認定件数を増やしていく。 また、地方公共団体が明確なPDCAメカニズムの下に、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことができるよう、更なる情報発信や運用改善に努める。 【測定指標】 「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び平成27年度で計画期間が満了する計画のうち新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	外部有識者委員による評価・調査検討会を開催し、評価においてその知見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・認定件数 認定された地域再生計画について(第28回～第31回) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html ・計画策定地方公共団体に対して実施した「地域再生計画に関するアンケート調査」に基づく回答データ
---------------------------	--

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 岸川 仁和 参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成28年3月
-------	---------	--------	------------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-22(政策5-施策⑥))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	地域再生支援利子補給金の支給					
施策の概要	認定された地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。また、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を実施。					
達成すべき目標	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	171	223	250	268
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	171	223	250	268
	執行額(百万円)	153	200	203	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地域再生基本方針改正(地域再生本部・平成26年4月25日)					

測定指標	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	-	50.0%	70%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	70%	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 目標達成には至らないものの、目標の7割を超える水準に達していることから、地域再生・地域活性化に一定の効果が出ており、また利子補給事業の効果が今後も継続的に発生すると考えられるため、「相当程度進展あり」と判断した。 これに関し、平成26年12月には、進捗状況の検証及び実施段階での目標の見直しを想定し、「地域再生基本方針」の変更を行い、以降の計画策定の際には、地方公共団体による中間目標の設定や定期的なフォローアップ、目標設定が過大であった場合に計画の見直しを求めることで、目標達成が見込めるものにするなど、既に運用の改善を進めており、今後、指標の改善が見込まれる。						
	施策の分析	(有効性、効率性) 地域再生支援利子補給金対象事業を実施する事業者の事業資金の借入れに対して利子補給金を支給し、事業者の金利負担軽減を図った結果、平成26年度においては約108億円の融資が実行され、1,327名の雇用創出につながった。本施策は、小さい予算で地域再生に資する事業に対する民間投資を誘発(平成26年度は、2.5億円の予算により、約282億円の民間投資を創出。)し、雇用の創出にも寄与していることから、地域再生の推進に有効な施策である。 (課題等) 本施策を運用する中で疑義等が生じた場合に適宜対応するなど、更なる運用の改善を図っていく。							
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 本施策を活用した認定地域再生計画に基づく事業において一定の雇用創出効果が上がっていることなどから、今後も本施策の有効活用を図るため、制度の周知等に努めていく。 【測定指標】 地域再生に係る評価項目の統合を図り、より全体的な観点から評価を行う。							

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	計画策定地方公共団体に対して実施した「地域再生計画に関するアンケート調査」に基づく回答データ
---------------------------	--

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成28年3月
-------	---------	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-23(政策5-施策⑦))

政策名	地域活性化の推進					
施策名	特定地域再生計画の推進					
施策の概要	少子高齢化対応、低未利用資源の有効活用等、全国の地域に共通する重要な政策課題を特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的かつ総合的な支援を行うため、地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する特定政策課題の解決に資する事業を記載した地域再生計画の認定を行う。					
達成すべき目標	特定政策課題の解決に資する先駆的な取組に対して重点的な支援を行い、地域における地域再生の戦略的な取組の強化を図るとともに、当該取組から全国に波及するモデル事業を構築することにより、我が国全体の成長につなげていく。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	500	300	200	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	△ 302	302	—	
		合計(a+b+c)	198	602	200	
執行額(百万円)		4	522	152		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化					

測定指標	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		70%	—	—	72.9%	96%	75.8%	70%	達成
	年度ごとの目標値		—	—	70%	70%	70%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 地方公共団体に対するアンケート調査において、特定地域再生事業費補助金を活用している地方公共団体のうち「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した割合は75.8%となり、目標値(70%)を上回っていることから、「目標達成」と判断した。 なお、特定地域再生事業費補助金は平成24年度から新たに実施している施策であるため、対象となる地域再生計画のほとんどが計画期間を終了していない。そのため、当該補助金を活用して達成しようとする目標に対する達成状況を代替指標として活用する。
	施策の分析	(有効性、効率性) 特定地域再生事業費補助金を活用することにより、地場産品の販路拡大や、首都圏からの集客を図るための旅行商品の開発及び情報発信により、実際に域内の売上が増加した等の事例があった。 一方で、本補助金は、平成24年度から平成26年度までで特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定するために必要な調査等の実施を支援する計画策定事業57件、特定政策課題の解決に資する事業の実施を支援する計画推進事業13件 計70件の事業を支援しており、相当程度の活用がなされていたが、平成26年度の交付をもって終了した。 (課題等) 平成25年度に実施された行政事業レビューの公開プロセスにおいて、補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると見える事業の存在もあり、内閣府がこの事業をそのまま進めていくことには大きな問題がある。(廃止すべきとする意見3名あった。)との議論に至った。 また、特定政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がその解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図る必要があることから、各府省庁における取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進することが望ましいと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成26年度限りの事業である。 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	補助金の選定を受けた地方公共団体に対して実施した「特定地域再生事業費補助金に関するアンケート調査」に基づく回答データ等
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫	政策評価実施時期	平成28年3月
-------	---------	--------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-24(政策5-施策⑧))

政策名	地域活性化の推進								
施策名	総合特区の推進								
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。								
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。								
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度			
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,028	12,715	9,972	5,613			
		補正予算(b)	△64	0	0				
		繰越し等(c)	1,140	460	1,195				
		合計(a+b+c)	15,104	13,175	11,167				
執行額(百万円)		3,525	2,926	5,698					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)				
	「新成長戦略」について閣議決定		平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。				
	日本再生の基本戦略閣議決定		平成23年12月24日		地域における社会経済の活性化のため、多岐の分野で総合特区制度を活用しつつ、地域の創意工夫を活かした自律的な取組みを進めていく。				
	日本再生戦略閣議決定		平成24年7月31日		各政策分野の政策展開においては、貢献が期待される研究機関等の重視など、総合特区が十分な成果を発揮できるよう取組みながら施策目標の達成に努めるものとする。				
	日本経済再生に向けた緊急経済対策閣議決定		平成25年1月11日		国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進や、総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進				
	日本再興戦略閣議決定		平成25年6月14日		なお、従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。				
測定指標	認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	未達成
		-			16%	32%	49%	90%	
		年度ごとの目標値			10%	30%	50%		
	<small>(注)○特区ごとの達成度を平均したものであり、平成28年度までに90%に到達することを目標としている。 なお、達成度は専門家が①各特区の評価項目の進捗、②支援措置の活用と地域独自の取組の状況、③総合評価について評価した結果に基づき算出している。</small>								
	認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	未達成
		-			16%	31%	45%	90%	
		年度ごとの目標値			10%	30%	50%		
	<small>(注)○特区ごとの達成度を平均したものであり、平成28年度までに90%に到達することを目標としている。 なお、達成度は専門家が①各特区の評価項目の進捗、②支援措置の活用と地域独自の取組の状況、③総合評価について評価した結果に基づき算出している。</small>								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成26年度の測定結果については、指定地方公共団体等からの自己評価を専門家が評価した結果を踏まえ集計した。目標値は達成していないものの、国際戦略総合特区、地域活性化総合特区ともに、実績値が目標値の9割以上を達成していることから、相当程度進展ありと判断している。			
	施策の分析	(未達成となった原因等) 総合特区制度の開始から約3年が経過し、取組の進捗自体は堅調に推移しているものの、特区によっては必要な規制の特例措置が実現できなかったり、財政支援、金融支援等の活用が想定よりも進まずに進捗が遅れが見られる特区も存在している。 (有効性、効率性) 国際戦略総合特区(7地域)、地域活性化総合特区(41地域)ともに概ね目標を達成していることから、特区に指定されたことによる地域独自の取組の推進と相俟って、一定の効果が出ているものと考えられる。特に規制の特例措置については、H26における「国と地方の協議」において、特区側から42件の規制の特例に関する提案がなされ、関係府省との協議を行った結果、うち18件について特区の取組を実現するために法令等の改正を行う(一部条件を詰めたうえで改正を行う)ことで合意に至ったり、現行制度の下で対応が可能との見解を得ることができた。 なお、税制、財政、金融支援措置の活用状況については、総合特区事後評価の結果として12月に公表を行った。 (課題等) 提案された規制の特例措置等について、「国と地方の協議」において円滑に協議するとともに、また、各支援措置の適切な活用を推進することが課題である。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 評価結果については、関係府省の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業及び総合特区計画に適切に反映する。また、規制の特例措置及び構造改革特区の規制の特例措置については、評価結果を踏まえ、内閣官房及び関係府省において、特区の提案の実現に向けて協議を行うなど、適切な対応を行うものとする。また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることを留意した対応を行う。 【測定指標】 次年度(平成27年度)からは、総合特区事後評価(有識者による評価・5点満点)の結果における全特区の平均値を測定指標とし、その目標値は、最終計画年度(平成28年度)に全ての特区でA評価(4.5点以上)に達することを目標とする。具体的な平成27年度の目標値としては、国際4.4点以上、地域4.3点以上とする。			
学識経験を有する者の知見の活用	外部有識者委員による評価・調査検討会を開催し、評価においてその知見を活用した。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	総合特区の目標の達成状況の検証にあたっては、指定地方公共団体等から評価書の提出を受けた。(6月) 評価書については外部有識者委員による評価を行い、評価結果を公表した。(12月)				
担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 森宏之 参事官 佐藤透	政策評価実施時期	平成28年3月

【総合評価方式】

政策分野			
子供・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン) (平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)(対象期間:平成26年度まで)			
	政策の目的	評価結果の概要	今後の取組方針等
分野1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する	<p>子供・若者の最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指すとともに、子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み自立した個人としての自己を確立することができるよう健やかな成長・発達を支援する。</p> <p>また、子供・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重し、子供・若者自身のネットワークを図ることや社会形成への参画支援を行う。</p>	<p>平成27年に実施した意見募集事業では、新たな大綱策定にあたり、青少年に意見を問い、例えば、国際的な場でコミュニケーションができるマインドや基礎的教養を早期から身に付けていくことが重要という意見から、グローバル化が進行する社会に必要とされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する旨を基本的な方針として反映するなど、当事者の意見を踏まえたものとする事ができた。</p> <p>ユース・ラウンド・テーブルについては、子供・若者と施策担当者が直接意見交換をする機会はありませんため、意見を表明する子供・若者、施策担当者の双方にとって貴重な場と評価しており、引き続き、事業を実施していくことが適当と考えます。</p>	<p>新たな大綱において、子供・若者育成支援施策の実施状況について、子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う旨の記載を盛り込んでおり、引き続き、青少年意見募集事業に取り組むこととする。</p>
分野2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	<p>子供・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度は一人一人異なり、また、様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合などもあることから、社会全体で分野・主体の壁を超えて互いに連携・協力し、子供・若者一人一人の置かれた状況、発達段階、性別などに応じて抱えている課題が異なることにも配慮しつつ、きめ細やかな支援を行っていく必要がある。</p>	<p>子ども・若者支援地域協議会が設置された地方公共団体においては、その構成機関の数は地方公共団体によって異なるが、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な分野の機関によるネットワークが形成されることで、これらの機関が相互に連携し、例えば、関係機関間で統一したフォーマットを基に相談者の情報を共有することで、複合的な困難を有する子供・若者をどの相談機関につないでも、適切な支援が可能になるなどの効果が見られている。</p>	<p>新たな大綱においては、子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見直し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、引き続き、地方公共団体における協議会の設置を促進するとともに、関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、連携して支援を行うことができるよう、協議会に参画することを推進することとした。</p>
分野3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する	<p>子供・若者育成支援は、特に地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援すること、また、官民の取組が行政分野ごとに縦割りにならないようネットワークの総合性を確保することが必要である。また、子供・若者の問題は、それを取り巻く大人を含む社会全体の問題であり、このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子供・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組を進めていく</p>	<p>子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備するため、全国6ブロックで研修会を開催しており、地域において、子供・若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体が先進的な活動について情報共有する機会を持つことにより相互の連携を促進することは重要であると考えている。</p> <p>また、子供・若者育成支援が国民的理解と広がりを持ったものとなるよう、強調月間中は、各省庁、地方公共団体においてイベントや街頭啓発などを展開している。</p> <p>さらに、表彰事業については、受賞後も団体等の活動を一層活性化させる要素となるなどの効果がみられる。</p>	<p>新たな大綱において、ブロック研修会を通して、地域において様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図ることとした。</p> <p>また、強調月間についても引き続き国民的理解・協力を促進すべく設定することとし、地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設した。</p>
計画全体	<p>子供・若者育成支援推進大綱に基づく施策を総合的かつ効果的な推進を図る。</p>	<p>子ども・若者育成支援推進点検・評価会議では、平成26年7月に「子ども・若者育成支援推進大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総点検報告書を決定しており、その中で、同大綱に基づく各般の施策が推進され、一定の成果をあげていることが評価された。</p>	<p>左記の点検・評価会議としては、子供たちの命と未来を守り、チャレンジ精神にあふれた若者が活躍する活力に満ちた社会を創ることを新たな大綱策定に向けて指摘している。子供・若者ビジョンでは、全般的に、困難を有する子供・若者の支援に力点を置いており、引き続き施策を推進していくとともに、点検・評価会議の指摘も踏まえ、新たな大綱では、子供・若者の意欲・能力を引き出し伸ばすことも重点課題として設定し、関連施策を推進していく。</p>

総 合 評 価 書

1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号） 子供・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）																							
2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号） 政策統括官（共生社会政策担当）			3. 作成責任者 参事官（青少年企画担当） 石田 徹																				
4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号） 平成 28 年 2 月			5. 評価対象期間 平成 22 年度から平成 26 年度																				
6. 政策の概要 「子ども・若者育成支援推進法」（平成 21 年法律第 71 号）に基づく大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総合的な推進を図る。																							
7. 達成すべき目標 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する ・困難を有する子ども・若者やその家族を支援する ・子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する 																							
8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">平成 22 年度</th> <th style="width: 15%;">平成 23 年度</th> <th style="width: 15%;">平成 24 年度</th> <th style="width: 15%;">平成 25 年度</th> <th style="width: 15%;">平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td style="text-align: right;">2,731,085</td> <td style="text-align: right;">3,363,502</td> <td style="text-align: right;">3,228,457</td> <td style="text-align: right;">3,289,100</td> <td style="text-align: right;">3,613,492</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">1,716,809</td> <td style="text-align: right;">3,265,930</td> <td style="text-align: right;">3,180,134</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※平成 23 年度の執行額については予算の一部（子ども手当）について、執行段階で子供・若者施策関係予算と別の枠組みの予算と一体として執行されており、執行額が少なく記されている。</p>							平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	予算額	2,731,085	3,363,502	3,228,457	3,289,100	3,613,492	執行額	—	1,716,809	3,265,930	3,180,134	—
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																		
予算額	2,731,085	3,363,502	3,228,457	3,289,100	3,613,492																		
執行額	—	1,716,809	3,265,930	3,180,134	—																		
9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 項） 「子ども・若者ビジョン」に基づく施策の実施状況について、年次報告である白書及び子ども・若者育成支援推進本部長（内閣総理大臣）決定により設置された「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」（有識者会議）において大綱の見直しに向けて取りまとめられた「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」（平成 26 年 7 月）（別添）を基に、主な政策について評価する。																							
10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条 1 項 4 号） <p style="margin-left: 20px;">（1）政策効果の把握の手法</p> <p style="margin-left: 40px;">「子ども・若者ビジョン」に掲げた各種施策の進捗状況について、年次報告である白書を参考にしつつ、上記総点検報告書を基に、主な政策について評価する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（2）分野別評価</p>																							
分野 1：すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する																							

① 目標・目的

大綱では、子供・若者の最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指すこと、子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み自立した個人としての自己を確立することができるよう健やかな成長・発達を支援することが掲げられている。また、子供・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重し、子供・若者自身のネットワークを図ることや社会形成への参画支援を行うことが掲げられている。

② 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	1,703,504	2,331,126	2,142,809	2,105,406	2,071,388
執行額	—	693,090	2,225,736	2,059,811	—

※平成 23 年度の執行額については予算の一部（子ども手当）について、執行段階で子供・若者施策関係予算と別の枠組みの予算と一体として執行されているため少くなく記されている。

③ 具体的施策

○青少年意見募集事業

平成 22 年度：7,899 千円 平成 23 年度：6,255 千円

平成 24 年度：5,590 千円 平成 25 年度：5,487 千円

平成 26 年度：5,902 千円

④ 政策効果の発現状況

○子供・若者育成支援施策に関する各省の取組等について、年度毎に募集し決定した当事者である子供・若者（中学生から 29 歳まで）約 250 名にインターネットを通じて意見を募集しており、いただいた意見は関係省庁等の施策の企画・立案の参考としている。子供・若者からは、毎回約 6 割程度の回答をいただいております。また、関係省庁においては、例えば、平成 25 年 8 月から 9 月にかけて行われた食品ロス削減に向けた取組についての意見募集結果をその後の消費者庁での学識経験者や消費者団体などからなる「食品ロス削減に関する意見交換会」において参考資料として活用されるなど、当事者の声を聞き、施策に反映することのできる機会として活用されている。結果は関係省庁に共有するとともに、ホームページにて公表している。

（参考）青少年意見募集事業HP：<http://www.youth-cao.go.jp/index.html>

⑤ 政策に対する評価

○意見募集事業は、平成 25 年度の試験実施を経て、平成 26 年度より、子供・若者と省庁の施策担当者が対面して意見交換を行う、ユース・ラウンド・テーブル

という形式も取り入れた。27年に実施した意見募集事業では、新たな大綱策定にあたり、青少年に意見を問い、例えば、国際的な場でコミュニケーションができるマインドや基礎的教養を早期から身に付けていくことが重要という意見から、グローバル化が進行する社会に必要とされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する旨を基本的な方針として反映するなど、当事者の意見を踏まえた（例えばどんな意見を踏まえたのか。具体的に記載してください。）ものとすることができた。また、ユース・ラウンド・テーブルについては、子供・若者と施策担当者が直接意見交換をする機会はあまりないため、意見を表明する子供・若者、施策担当者の双方にとって貴重な場と評価している。引き続き、事業を実施していくことが適当と考える。

分野2：困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

⑥ 目標・目的

大綱では、子供・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度は一人一人異なり、また、様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合などもあることから、社会全体で分野・主体の壁を超えて互いに連携・協力し、子供・若者一人一人の置かれた状況、発達段階、性別などに応じて抱えている課題が異なることにも配慮しつつ、きめ細やかな支援を行っていく必要があるなどとされている。

⑦ 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	312,813	343,729	347,995	352,199	365,046
執行額	—	331,055	335,058	358,653	—

※関連予算（他省庁予算含む）を記載

⑧ 具体的施策

○子ども・若者支援地域協議会の設置促進

平成 22 年度：136,422 千円 平成 23 年度：126,687 千円
 平成 24 年度：117,311 千円 平成 25 年度：105,241 千円
 平成 26 年度：90,578 千円

⑨ 政策効果の発現状況

○平成 22 年 4 月に施行された子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）において、地域において社会生活を営む上で困難を有する子供・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行う核となるべき「子ども・若者支援地域協議会」を設置するよう努

めるとされた。本協議会の設置を促進すべく内閣府では、研修会を実施し、学識者による講演や先進的な取組事例を共有するなど設置に向けた後押しをしてきた結果、平成 28 年 1 月時点で 30 都道府県、13 政令指定都市、市町村レベルでは 44 市区町村まで進捗した。本協議会が設置された地域においては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な分野の関係機関間の連携が円滑に行われるようになり、例えば、関係機関間で統一したフォーマットを基に相談者の情報を共有することで、複合的な困難を有する子供・若者をどの相談機関につないでも適切な支援が可能になるなどの効果が見られている。

⑩ 政策に対する評価

○社会生活を営む上での困難を有する子供・若者の問題は複雑・深刻な状況にあり、これらの問題に対応するには単一の機関だけでは困難であることから、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を行うことが有効である。しかし、様々な分野の支援機関が連携する協議会の担当部署が決まらないことや、地域に適当な専門機関がないこと、既に支援を実施している専門機関との役割分担などの調整が難しいことを理由とする地方公共団体が多いという課題があった。しかしながら、協議会が設置された地方公共団体においては、その構成機関の数は地方公共団体によって異なるが、様々な分野の機関によるネットワークが形成されることで、これらの機関が相互に連携し、困難を有する子供・若者に対する支援を推進することにより、上記⑨のような効果が生じている。このため、引き続き、研修会を通して、既設置地方公共団体における設置までの経過や設置後の成果に関する情報共有を行うなどして、地方公共団体への設置を促進する。

分野 3：子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

⑪ 目標・目的

大綱では、特に地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援すること、また、官民の取組が行政分野ごとに縦割りとならないようネットワークの総合性を確保することが掲げられている。また、子供・若者の問題は、それを取り巻く大人を含む社会全体の問題であり、このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子供・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組を進めていくとされている。

⑫ 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	714,728	688,612	737,610	830,302	1,175,852

執行額	—	692,649	705,116	760,492	—
※関連予算（他省庁予算含む）を記載					
⑬ 具体的施策					
<p>(1) 青少年相談機関に関するブロック連絡会議</p> <p>平成 22 年度：3,516 千円 平成 23 年度：3,313 千円</p> <p>平成 24 年度：3,006 千円 平成 25 年度：6,087 千円</p> <p>平成 26 年度：6,324 千円</p> <p>(2) 子ども・若者育成支援強調月間、社会貢献青少年表彰</p> <p>平成 22 年度：3,161 千円 平成 23 年度：7,882 千円</p> <p>平成 24 年度：7,123 千円 平成 24 年度：6,318 千円</p> <p>平成 26 年度：6,694 千円</p>					
⑭ 政策効果の発現状況					
<p>(1) 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備するため、全国 6 ブロックで各育成支援・相談機関の担当者、警察、学校教育関係者、青少年に関する育成支援を行う民間等の参加による関係機関の連携体制の強化、相談機関の充実並びに情報交換等を行うために開催している。各ブロックとも 6 分科会開催しており、各ブロック 100～150 名程度が参加している。単に講演を聴くだけでなく、事例検討を小グループで行うなど、参加者が積極的に意見交換できるように工夫して行っている。定員を超える申し込みがあった会議もあり、また、開催後のアンケートでも、参加者の約 8 割から有意義であったという意見をいただいております、ニーズの高さがうかがえた。</p> <p>(2) 内閣府では、子供・若者育成支援の重要性について国民の理解を一層深め、家庭、学校、地域が連携協力して子供や若者の育成支援に取り組む気運を高めるため、毎年 11 月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体において、各種行事や広報啓発活動が行われた。また、強調月間に合わせて表彰事業を行っており、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年を表彰する「社会貢献青少年表彰」では、例年 15 件程度の団体・個人が表彰を受賞している。表彰を受けた団体はその後にも精力的に活動を続けており、例えば、受賞した大学サークル所属の学生が県の協議会委員に就任し、一大学のサークルの枠を超えた公的活動に貢献した事例、地元の福祉施設へ車椅子を修理、寄贈していた団体が、海外の施設にも同様の事業を展開した結果、高円宮記念日韓交流基金「高円宮賞」を受賞するなど、国際的にも評価された事例がみられ、青少年の活動の後押しになっている。</p>					

⑮ 政策に対する評価

- (1) 地域において、子供若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体が先進的な活動について情報共有する機会を持つことにより相互の連携を促進することは重要であり、引き続き全国的な取組内容の向上を図るため実施すべきものと評価する。
- (2) 子供・若者育成支援は、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係するため、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、強調月間中は、各省庁、地方公共団体においてイベントや街頭啓発などを展開しており、国民運動を引き続き実施していく必要がある。また、表彰事業については、団体等の活動を一層活性化させる要素となるなどの効果もみられる。新たな大綱においては、表彰事業を強化、刷新すべきものと評価する。

1 1. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号）

上記までの評価を踏まえ、新たな大綱において、子供・若者育成支援施策の実施状況について、子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う旨の記載を盛り込んでおり、引き続き、青少年意見募集事業に取り組むこととする。

子ども・若者支援地域協議会の設置促進については、子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、引き続き、地方公共団体における協議会の設置を促進するとともに、関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、連携して支援を行うことができるよう、協議会に参画することを推進することとした。

青少年相談機関に関するブロック連絡会議については、地域において様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図ることとした。また、強調月間についても引き続き国民の理解・協力を促進すべく設定することとし、社会貢献に対する応援では、地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設した。

1 2. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

有識者会議である子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、12 回にわたり点検・評価を実施した。

※第 1 回（平成 22 年 7 月 26 日）～第 12 回（平成 26 年 7 月 4 日）

1 3. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）
- ・子ども・若者ビジョン（平成 22 年 7 月子ども・若者育成支援推進本部決定）
- ・子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書（平成 26

年7月子ども・若者育成支援推進点検・評価会議決定)
・子供・若者白書

注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律(平成13年法律第68号)をいう。

「ガイドライン」とは政策評価の実施に関するガイドライン(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承)をいう。